

大阪市告示第606号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年4月30日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和7年5月19日（月）	午前9時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和7年5月12日（月）

大阪市中央体育館 第 1 体育場 第 2 体育場 柔道場 剣道場	令和 7 年 5 月 26 日（月）
---	--------------------

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第 1 体育場	令和 7 年 5 月 3 日（土）から 同月 5 日（月）まで	午前 7 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 7 年 5 月 7 日（水）	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 7 年 5 月 8 日（木）	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年 5 月 9 日（金）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年 5 月 11 日（日）	午前 7 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 7 年 5 月 13 日（火）	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 7 年 5 月 14 日（水）	午後 7 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年 5 月 15 日（木）から 同月 16 日（金）まで	午前 9 時から 午後 12 時まで
	令和 7 年 5 月 17 日（土）	午前 7 時から 午後 11 時まで

令和 7 年 5 月 18 日（日）	午前 7 時から 翌日午前 3 時まで
令和 7 年 5 月 20 日（火）から 同月 22 日（木）まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
令和 7 年 5 月 23 日（金）	午前 7 時から 午後 9 時まで
令和 7 年 5 月 27 日（火）	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
令和 7 年 5 月 28 日（水）から 同月 29 日（木）まで	午前 8 時から 午後 9 時まで
令和 7 年 5 月 30 日（金）	午前 7 時 30 分から 午後 9 時まで
令和 7 年 5 月 31 日（土）	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）